

# 生活福祉資金貸付制度とは・・・？



低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援により、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付制度です。

この制度の実施主体は熊本県社会福祉協議会です。相談や借入申請については、お住まいの市町村社会福祉協議会で受付けています。

この制度は、貸付けであり、給付ではありません。貸付後の償還（返済）計画を検討していただく必要があります。なお、審査結果によっては、貸付けできない場合もあります。

## ◎貸付制度の基本要件は・・・

### ①「世帯」に対する貸付です。

個人ではなく世帯を単位として貸付けます。世帯を支援するため、世帯員全員の就労・就学、健康状態、収入や負債等の状況を確認しますので、世帯員の皆様にご了解をいただく必要があります。

### ②貸付けにより「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

貸付けすることにより世帯の経済的自立が可能と判断できる場合に、貸付けを行います。一方で、貸付けすることは世帯にとって新たな「借金を負う」こととなりますので、貸付金の償還（返済）が見込めない場合や、負担の方が大きく、貸付けが支援にならないと判断される場合には、貸付けを行うことはできません。

### ③市町村社会福祉協議会や民生委員が相談支援を行います。

世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としているため、借入相談から償還（返済）完了まで、お住まいの市町村社会福祉協議会や民生委員及び関係機関が相談支援を行います。

### ④他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。

他の制度（給付制度等）の利用等、貸付制度以外の方法がある場合には、それを優先して利用していただきます。

また、利子等の貸付条件を理由として生活福祉資金を利用することはできません。

### ⑤事後申請は貸付対象外です。

すでに発注、購入、着工、支払い済みの費用は、貸付対象とはなりません。

## ◎ご利用いただける世帯・・・ 次のいずれかに該当する世帯が貸付対象です。

※世帯として貸付対象であっても、資金種類ごとに貸付要件があるため、詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

### ① 低所得世帯



・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立生活できると認められる世帯であって、自立生活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる世帯  
※原則、市町村民税非課税程度であって生活保護基準の1.6倍以下  
(※生活保護基準額は、本会が別に定める算定方法による)

### ② 障がい者世帯



・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

### ③ 高齢者世帯



・65歳以上の高齢者の属する世帯（福祉資金については、日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

## ◎世帯の考え方・・・



- ・生活福祉資金貸付制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活している家族・親族等は同一世帯と考えます。
- ・世帯収入は、世帯員全員の収入合計とし、年金、手当等の収入を含みます。
- ・住民票の現住所地と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。

## ◎生活保護受給世帯・・・

- ・生活保護を受給されている世帯については、福祉事務所が本資金の利用により、当該世帯の自立更生を促進すると認めた場合に借入申込みを行なうことができます。まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーにご相談ください。

## ◎母子世帯、父子世帯、寡婦世帯・・・

- ・母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の方は、本資金利用の前に「母子父子寡婦福祉資金」の利用が優先されます。まずは、母子父子寡婦福祉資金の実施機関にご相談ください。

## ◎ご利用に際して・・・

### ①借入申込者（貸付決定後は、「借受人」となります。）

- ・原則として、生計中心者が借入申込者となります。資金種類によっては、生計中心者以外の方が借入申込者となる場合があります。  
※生計中心者…世帯のなかで最も収入が多く、世帯の中心となり生計を支えている方のことです。

### ②連帯借入申込者（貸付決定後は、「連帯借受人」となります。）

- ・連帯借受人は、借受人と連携して債務を負担する連帯債務者で、借受人と同等の債務を負担します。教育支援資金又は福祉資金福祉費（技能習得費、支度費）を借入れる場合は、就学者等が借入申込者となり、就学者等と生計を一にする生計中心者が連帯借入申込者となります。

### ③連帯保証人（連帯保証人は、次のすべての事項を満たす必要があります。）

- ・原則として、熊本県内に居住している方
- ・借入申込者（借受人）とは、別世帯・別生計である方
- ・住民税の所得割が課税されている方（課税証明書又は所得証明書等で市町村民税の課税を確認します。）
- ・借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行できる方
- ・償還（返済）完了までに65歳を超えない方



社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号  
熊本県総合福祉センター内（福祉資金課）  
Tel.096-223-6762  
Fax.096-324-5456

## 相談・申込の窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会へ

# 生活福祉資金貸付について



## I 総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために貸付ける資金です。

## II 福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用として貸付ける資金です。

### II-1 福祉資金 福祉費

住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養・葬儀・引越しの経費等、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費のために貸付ける資金です。

### II-2 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に貸付ける資金です。

## III 教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学時に必要な経費と授業料や通学定期代等の就学に必要な経費のために貸付ける資金です。

## IV 不動産担保型生活資金

### IV-1 不動産担保型生活資金

現金収入の少ない低所得の高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費を貸付ける資金です。

### IV-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費を貸付ける資金です。

## ◆ 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で、公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、その制度の給付や貸付が始まるまでの当面の生活費として貸付ける資金です。

資金の種類	
I 総合支援資金*	生活支援費
	住宅入居費
	一時生活再建費
II 福祉資金	福祉費
	緊急小口資金*
III 教育支援資金	教育支援費
	就学支度費
IV 不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金
◆ 臨時特例つなぎ資金*	

# 生活福祉資金貸付条件等一覧

貸付対象・資金使途等	貸付条件				
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
●生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間）3か月以内（条件を満たせば延長あり）	（単身世帯） 月15万円以内 （二人以上） 月20万円以内	最終貸付の日から6か月以内	（20年以内）  （8年以内）  （7年以内）  （8年以内）  （10年以内）  （5年以内）  （7年以内）  （3年以内）  （3年以内）  （3年以内）	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
●敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日から6か月以内（生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付の日）			
●生活を再建するために一時的に必要な生活費で賄うことが困難である費用 ⇒就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ⇒滞納している公共料金等の立て替え費用 等	60万円以内				
1. 生業を営むために必要な経費	(460万円以内)				
2. 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間6月程度（130万円以内）				
	期間1年程度（220万円以内）				
	期間2年程度（400万円以内） 期間3年以内（580万円以内）				
3. 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円以内)				
4. 福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円以内)				
5. 障がい者用の自動車の購入に必要な経費	(250万円以内)				
6. 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円以内)				
7. 負債又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費や、介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下（170万円以内） 期間1年超1年6か月以内（230万円以内）				
8. 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円以内)				
9. 冠婚葬祭に必要な経費	(50万円以内)				
10. 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円以内)				
11. 就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円以内)				
12. その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円以内)				
●緊急かつ一時的に世帯の生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子	連帯保証人不要
●学校教育法に規定する高等学校、大学、短大又は高等専門学校に就学するために必要な経費	〈高校〉 月3.5万円以内 〈高専〉 月6万円以内 〈短大〉 月6万円以内 〈大学〉 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、それぞれ月額1.5倍まで申込可能	卒業後3か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	連帯保証人不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
●学校教育法に規定する高等学校、大学、短大又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
●一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金（貸付期間）借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	連帯保証人必要 ※推定相続人の中から連帯保証人を適任  連帯保証人不要
●一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金（貸付期間）借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内				
臨時特例つなぎ資金貸付条件等一覧					
●住居のない離職者で、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、その公的給付等の交付を受けるまでの当面の生活費	10万円以内	なし	公的給付等の交付を受けた時から1か月以内	無利子	連帯保証人不要

★印の資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援事業の利用が原則として要件となり、継続的な支援を受けていただきます。

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなります。

※ 詳細はお住まいの社会福祉協議会にご相談ください。